○南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要領

平成２０年３月３１日
訓令第７号

第１　趣旨

この訓令は、南アルプス市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱（平成２０年南アルプス市告示第２３号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第２　除却する予定のものを除く

１　要綱第２条第２号ただし書きについては、補助対象事業完了後少なくとも５年間は除却しないものでなければならない。

２　公益上の理由その他特別の理由があり市長がこれを認めたときは、この限りでない。

第３　所有者等

要綱第３条第１号に規定する所有者等とは、次に掲げる者とする。

（１）　所有者

（２）　建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）に定める区分所有者の団体又は管理者

第４　補助対象事業の基準

要綱第４条第１項に規定する補助対象事業の内容は、次の基準に適合するものとする。

（１）　調査事業

「建材中の石綿含有率の分析方法について」（厚生労働省労働基準局長通達平成１８年８月２１日付け基発第０８２１００２号）及び「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」（厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知平成１８年８月２１日付け基安化発第０８２１００１号）に示された分析方法（JISA１４８１「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」及び同等方法）によること。ただし、「吹付け建材」は、要綱第２条第１項に規定する吹付けアスベスト等並びに吹付けバーミキュライト、吹付けひる石及び吹付けパーライトも含めるものとする。

（２）　除去等事業

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）、大気汚染防止法（昭和４３年法律第９７号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）（以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）（以下「建設リサイクル法」という。）又は石綿障害予防規則（平成１７年厚生労働省令第２１号）の規定に基づく手

続き及び方法によること。

第５　申請の仕方

要綱第５条第１号に規定する補助金の交付申請は、敷地ごとに行うものとする。

第６　申請等に必要な書類

１　要綱第５条第１号に規定する関係書類は、次の書類とする。

（１）　位置図（補助対象建築物の敷地の位置がわかるもの）

（２）　配置図（補助対象建築物の位置がわかるもの）

（３）　平面図（調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの）

（４）　現況写真（補助対象建築物外観、調査事業又は除去等事業を行う場所、同所の吹付けアスベストの状況が判断できるもの）

（５）　吹付けアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し（除去等事業の場合）

（６）　調査仕様又は工事仕様のわかる書類及び見積書

（７）　市税納税証明書

（８）　申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本

（９）　区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合規約及び当該申請に係る議事録

（１０）　その他市長が必要と認める書類

２　要綱第８条に規定する関係書類は、次の書類とする。

（１）　補助金交付決定通知書及び変更承認通知書（変更がある場合）の写し

（２）　調査結果報告書の写し（調査事業の場合）

（３）　主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書（除去等事業の場合）

（４）　事業実施写真（工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査事業にあっては分析標本の採集中のもの。）

（５）　工事契約書（除去等事業の場合）及び領収書の写し

（６）　大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法又は石綿障害予防規則に基づき必要に応じて提出した届出書の写し

（７）　その他市長が必要と認める書類

第７　軽微な変更

要綱第６条第１項に規定する軽微な変更は、交付決定を受けた事業計画の範囲を超えることとなる事業量の変更以外の変更で、かつ交付決定を受けた補助金の額を超えないものとする。

第８　現場調査

１　要綱第９条に規定する現場調査は、除去等事業においては、特に市長が必要の

ないと認めるときを除き、実施するものとする。

２　市長は、前項の現場調査において、現場の状況が補助金の交付の決定の内容に適合しないと認めたときは、速やかに補助事業者に是正を指示するものとする。

３　前項の指示を受けた補助事業者が補助金の交付を決定した日の属する年度の３月２０日までに是正を完了しないときは、要綱第１１条第１項に基づき補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

（失効）

２　この訓令は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。

附　則（平成２１年１月２８日訓令第１号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年９月２８日訓令第１５号）

この訓令は、平成２４年９月２８日から施行する。

附　則（令和８年３月１７日訓令第２号）

この訓令は、令和８年３月１７日から施行する。